

印西市緑の基本計画（案）

市民意見公募手続（パブリックコメント）の結果

案 件	印西市緑の基本計画（案）		
募集期間	令和3年1月6日（水）～令和3年1月19日（火）		
意見の提出	29件（7人）		
意見の取扱い	修 正	案を修正するもの	2件
	既記載	既に案に取り込んでいるもの	16件
	参 考	案には反映できないが今後の参考とするもの	6件
	その他	案には反映できないが意見として伺ったもの	5件

市民意見公募手続（パブリックコメント）における意見と対応について

※いただいたご意見は原文のまま記載しておりますが、添付されておりました別紙は省略しております。

番号	該当ページ	意見	対応
1	—	<p>印西市はここ数年、千葉ニュータウン地域のまちづくりにより、人口増加が続き、全国的にも、注目される市となっております。</p> <p>市民の一人として、毎日希望を持って生活しています。</p> <p>印西市は緑の基本計画（案）にもありますように他の市よりも緑の多い市です。</p> <p>郊外には自然豊かな里山、田畑があり、国、県、市の指定文化財もたくさん存在しています。</p> <p>この自然環境を基本に、印西市をもっと生活しやすい魅力あるまちに作られている「印西市緑の基本計画（案）」に全面的に賛成します。</p>	<p>意見の取扱い：【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印西市が目指す緑の将来像の実現に向けて、本計画を推進していきます。
2	P 2 7 P 3 0	<p>印西市の緑の将来像と目標の基本理念には、多様な生物の生息・成育環境（生物多様性）の維持・確保やグリーンインフラへの取組み等が述べられており、結構な事であると考えます。また、基本理念の下に設けた基本方針1、基本方針2、基本方針3では、”守る”こと、”つくり育てる”こと、”仲間を増やす”ことを方針に掲げて取組みされることは良いことであると思います。</p>	<p>意見の取扱い：【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印西市が目指す緑の将来像の実現に向けて、本計画を推進していきます。
3	P 3 6	<p>樹林地を守る施策において</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に存在する巨樹・古木に加えて、貴重樹についても調査を行い保全・活用を促進して頂くべきであると考えます。 	<p>意見の取扱い：【既記載】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本施策1－1樹林地を守る②巨樹・古木の保全の施策において、巨樹・古木等の貴重な樹木を自然景観の資源として保全・活用を促進することを記載しております。

番号	該当ページ	意見	対応
4	P 4 1	まちなかの緑をつくり育てる施策において、 ・親水性の高い場の創出とありますが、水辺周辺のサイクリングコース等とありますが、子供達が水と戯れることを可能とする親水性のある公園を設けるべきであると考えます。	意見の取扱い：【参考】 ・基本施策 2－2 水辺空間をつくる①親水性の高い場の創出の施策において、水や川に親しみを深める場の創出を検討することとしておりますので、今後の参考とさせていただきます。
5	P 4 3	緑を守り育てる施策において、 ・里山自然の保護・保全策の積極的な展開を図るためには、ボランティアで下草刈りや間伐の実践者（仮称：グリーンセイバー）を養成すべきであり、是非とも推進されたい。	意見の取扱い：【既記載】 ・基本施策 3－1 活動組織を育てる①緑地保全・緑化推進団体の育成の施策において、担い手になり得る市民の緑化スキルや管理技術の習得のため、技能講習等の実施を検討することについて記載しております。
6	－	・環境基本計画に基づく施策と重複する部分もあるようですので、整合を図りつつ連携した取組みに期待致します。	意見の取扱い：【既記載】 ・2 計画の概要（1）計画の位置づけに記載されているとおり印西市環境基本計画等の関連計画と整合を図ります。
7	P 3 2	計画の目標 目標 1・目標 2 は、ほぼ現状維持が目標となっておりますが、目標 1 に関しては、P10 の土地利用の推移をみますと、ここ 20 年で「雑種地」「宅地」が大幅に増加し、一方「山林」「畑」「田」が大幅に減少しております。この現象は、緑地の「畑」や「山林」「田」を、裸地の「宅地」や「雑種地」変更されているのではないのでしょうか。この現象は、緑地が減少してきていることを示しておりませんか。これが事実であれば、この現象を食い止める施策がなければ、目標を達成することは並大抵ではないでしょう。達成するには、各種規制（条例制定等）が必要と考えられます。	意見の取扱い：【既記載】 ・基本施策 1－1 樹林地を守るや基本施策 1－2 農地を守るに記載している施策の実施として、森林法や農地法等の既存法制度により森林や農地を保全していきます。 また、減少してしまう緑地の量は、新たな緑地を創出すること等で、緑地の総量を維持することを目指しています。

番号	該当ページ	意見	対応
		<p>また、目標2に関しては、市民のアンケート調査によれば維持管理に関する不満が多いように思えます。満足度を上げる施策に、維持管理を充実させる具体的な施策が殆ど見られません。その、維持管理に関する具体的な施策を計画してください。特に、維持管理を向上させるには、新設より維持の方が膨大な経費と労力が必要と考えられます。</p> <p>参考：都市緑地法運用指針</p>	<p>・アンケート調査において、「お住まいの地区の緑の維持管理」に対する満足度は65.7%であったことから、緑の維持管理への満足度の向上のため、基本施策1-1樹林地を守るや基本施策1-2農地を守る、基本施策2-1公園の緑をつくる等において記載しているとおり、樹林地の維持管理の仕組みの充実、耕作放棄地の発生防止・解消・活用、都市公園の適切な維持管理の実施、市街地の道路の緑化等の施策に取り組むことにより、身近な緑である樹林地・農地・公園・街路樹等の適切な維持管理を行っていきます。</p> <p>なお、具体的な取組は担当課で検討いたします。</p>
8	P35	<p>2-3 まちなかの緑をつくる。</p> <p>①「公共施設の緑化」を「公共施設の緑化及び適切な維持管理の実施」に修正。</p> <p>②「民間施設の緑化」を「民間施設の緑化及び適切な維持管理の実施」に修正。</p> <p>③「市街地道路の緑化」を「市街地道路の緑化及び適切な維持管理の実施」に修正。</p> <p>④「住宅地の緑化」を「住宅地の緑化及び適切な維持管理の実施」に修正。</p> <p>理由：公共施設等の建設時には、多くの樹木が植栽され緑化されていますが、大部分は適切に維持管理されているとは思えません。むしろ緑が減衰しているのが現状で満足度が低いのは当然である。</p> <p>現状：街路樹（高木）について、剪定は透かし剪定ではなく、強剪定されて植樹当時の</p>	<p>意見の取扱い：【既記載】</p> <p>・維持管理に関する方針として、基本方針2緑をつくるにおいて「市・市民・事業者が協力して緑の創出・維持管理に関する施策を設定・推進することで、まちなかの緑をつくり育てていきます。」と総括して記載していることから、施策ごとの記載は行わないこととします。</p> <p>また、公共施設の緑の維持管理に関するご意見は、今後の維持管理の参考とさせていただきます。</p>

番号	該当ページ	意見	対応
		<p>苗木の高さに維持されて、本来の高木に生育していない。以前の緑の基本計画では「個人住宅は、高木1本以上植栽し、樹高を5m以上に育つよう努めます」と計画されているが、住宅の前などの市民の目に触れる街路樹の維持管理は、5m以下に維持管理されている。</p> <p>駅前の植樹帯の高木や街路樹は、肩掛け式草刈機により根元を損傷して、枯死させ、適正な維持管理とは言い難い状況である。枯死した樹木は、再植栽されて放置され、植樹帯のみが放置されている。公園の樹木についても、同様に枯死した樹木や切り倒した樹木は、再植栽されず緑が減少したままに放置されて、公園の質向上には程遠い状況である。</p> <p>道路建設時には、植樹帯の空間を備えていたが、いつの間にか、植樹帯は植樹されることなく、その空間はアスファルトやコンクリートで被覆され続け、緑化スペースは減少している。特に、印西市の幹線道路である県管理の道路については、印西市の景観軸であるに関わらず、緑の基本計画に反する行為が堂々で行われており、印西市の景観を損ねている。県に対して、強力に「印西市の緑の基本計画」の実現に協力要請をお願いします。できれば、県に対して「協力項目」を追加してください。</p>	<p>なお、千葉県に対しては、第5章の計画の実現に向けた計画の推進体制に記載した行政の役割を意識し、当計画を推進していただくよう要請します。</p>
9	P 4 1	<p>①「公共施設の緑化」を「公共施設の緑化及び適切な維持管理の実施」に修正。</p> <p>本文の「・・・行います。」の後に「特に、公共施設のうち、不要な広大な駐車場を有する本埜支所・印旛支所については、施設の適正配置計画と併せて、施設と緑が調和した空間づくり（公園を含む）を行います。」を追加</p> <p>理由：本埜支所及び印旛支所は、広大な敷地を有しており、合併後その敷地は有効に利用されているとは思えません。特に駐車場は殆どが使用されておらず無用の長物化しております。位置的にも、支所機能を保持するとともに、併せて公園施設・憩いの場所等として緑化をして、再整備し有効に利用すべき用地と考えられます。</p>	<p>意見の取扱い：【既記載】</p> <p>・維持管理に関する方針として、基本方針2 緑をつくるのなかで「市・市民・事業者が協力して緑の創出・維持管理に関する施策を設定・推進することで、まちなかの緑をつくり育てていきます。」と総括して記載していることから、施策ごとの記載は行わないこととします。</p> <p>なお、本埜支所及び印旛支所に対するご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>

番号	該当ページ	意見	対応
			きます。
10	P42	<p>②「民間施設の緑化」を「民間施設の緑化及び適切な維持管理の実施」に修正。</p> <p>本文の「・・・緑化を要請します。」を「・・・緑化と適切な維持管理を要請します。」に修正</p> <p>理由：開発指導要綱により緑地の確保を指導や協定を結ぶなど努力していると思われませんが、施設の建設時は植栽されていましたが、現在、その緑は霧消している例が多く（牧の原郵便局等）みられます。</p>	<p>意見の取扱い：【既記載】</p> <p>・維持管理に関する方針として、基本方針2緑をつくるのなかで「市・市民・事業者が協力して緑の創出・維持管理に関する施策を設定・推進することで、まちなかの緑をつくり育てていきます。」と総括して記載していることから、施策ごとの記載は行わないこととします。</p> <p>なお、民間施設の緑地の維持に対するご意見につきましては、参考とさせていただきます。</p>
11	P42	<p>③「市街地道路の緑化」を「市街地道路の緑化及び適切な維持管理の実施」に修正。</p> <p>理由：市街地道路は建設時には、大部分が緑化されていますが、そのほとんどは適切に維持管理されているとは思えません。むしろ緑が減衰しているのが現状</p>	<p>意見の取扱い：【既記載】</p> <p>・維持管理に関する方針として、基本方針2緑をつくるのなかで「市・市民・事業者が協力して緑の創出・維持管理に関する施策を設定・推進することで、まちなかの緑をつくり育てていきます。」と総括して記載していることから、施策ごとの記載は行わないこととします。</p> <p>なお、街路樹の維持管理に対するご意見につきましては、参考とさせていただきます。</p>

番号	該当ページ	意見	対応
1 2	P 4 2	<p>④「住宅地の緑化」を「住宅地の緑化及び適切な維持管理の実施」に修正。 「・・・促進に努めます。」を「・・・促進と住民に対する啓蒙に努めます。」</p> <p>理由：所有者が交代した住宅地で、草木1本ない住宅や樹木を伐採して樹木が減少してきている住宅が出現してきている。また、最近建設された住宅では、庭に人工芝で整備されている住宅が多くみられる。人工芝は緑に見えるが、温暖化防止の効果はほとんどないと考えられます。また最近建設された住宅は、樹木の植樹の密度が、従前に比べて極端に少なく、地区計画や緑地協定などが守られていないように見えます。</p>	<p>意見の取扱い：【既記載】</p> <p>・維持管理に関する方針として、基本方針2緑をつくるのなかで「市・市民・事業者が協力して緑の創出・維持管理に関する施策を設定・推進することで、まちなかの緑をつくり育てていきます。」と総括して記載していることから、施策ごとの記載は行わないこととします。</p> <p>なお、住宅地の緑化に対するご意見につきましては、参考とさせていただきます。</p>
1 3	P 4 3 P 4 4	<p>活動組織を育てる</p> <p>修正意見ではありませんが、市当局の行動や基準が、市民意欲を削いでいるように思えます。</p> <p>① 市民参加の根拠の一つである「印西市ふれあいロード美化活動実施要領」の6条に美化活動の内容が規定されています。「美化活動の内容は、活動区間内の市管理道路において行う草花の植栽、除草、清掃等とし」と「草花の植栽は、歩道又は、歩行者専用道路内の既設植樹帯の中のみで行う。」と「現在植栽された樹木等の生育を阻害するおそれであるものである場合は、これを行うことが出来ない」があります。この内容が市民活動の参加意欲を結果的に阻害しているように考えられます。</p> <p>現実に印西市管理の道路には、緑（樹木）で被覆できる部分は、「道路敷の外側の緩衝地帯」「植樹されていない植樹帯（雑草が植栽？育成？）」が多くあります。これらの空間は、草花で被覆するには、大変な手間暇・経費が必要です、特に、市街地での草花の育成には水が必要ですが、水源の確保は並大抵ではありません。これらの部分は樹木の植樹・管理であれば、比較的にお水も少なく済みます。草花に限るとなると参加出来る場所が限定されます。最近「道路敷の外側の路側や緩衝地帯」はコンクリ</p>	<p>意見の取扱い：【参考】</p> <p>・いただきましたご意見につきましては、印西市ふれあいロード美化活動や開発事業に伴う協議の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、市所有施設以外の緑で被覆された空間とは、民有地を示すものと考えますが、民有地は所有者やその他市民等の自発的な活動の場となると考えられますのでご意見としてお伺いします。</p>

番号	該当ページ	意見	対応
		<p>ートで被覆されているところが多くみられます。</p> <p>開発に伴う法面の整備を、コンクリート・コンクリートブロック被覆で実施している例が多くみられます。可能ならば、緑（蔦等による壁面緑化等）で被覆するよう指導して頂ければ、景観上もいいのではないかと思います。</p> <p>② P 3 5 で述べましたが、市が実施する適正とは言えない維持管理で市民の意欲を阻止しているように思えます。市所有施設（学校・保育園など本庁舎以外を含む）以外の周辺の緑で被覆された空間は、本来業務ではないが、管理の外部委託による施設が多いかもしれませんが、市職員等による除草・水遣り・ゴミ拾い等のボランティア活動の実施を望みます。</p>	
1 4	P 4 7	<p>[緑化の方向性]</p> <p>・・・訪れることが想定され 以下を「・・・想定され、当地区の西側地区は、高齢化が特に進んでいる地域であり、且つ、ほとんどが災害リスク（浸水・揺れやすさ・液状化等）のほとんどがふくまれることから、中央公民館の移転計画用地を中心とした、防災（減災）機能を有し、高齢者に優しい、利用しやすい施設の中央公民館を配置しつつ、人々が集い、憩い、交流できる場となるよう、多様な緑化を推進します。また、隣接する道路の緑化と適切な維持管理に努めます。」に修正</p> <p>理由：</p> <p>○ 木下駅南口地区は、大きく分けて、東側の新住宅地区と旧住宅地区があり、新住宅地区は、既に緑化が図られてきました。しかし、旧住宅地区は、工場跡地と大きな駐車場が、地区の中心に居座り、住宅地や市街地の中心部には、緑地が確保されず安らぎのある街とは言い難い状況にある。今般、工場跡地が中央公民館の移設地になったことから、中央公民館の建設計画と併せて、都市公園として地区の防災拠点機能を持たせた整備をしていただきたい。</p> <p>○ 隣接する「市道 0 0 - 0 0 8 号線（駅前から県道 4 号線）」は、路側の植樹帯には、</p>	<p>意見の取扱い：【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 木下駅南口地区の将来的な活用方法につきましては関係機関、関係団体等と意見交換などを行いながら、公共施設の集約化などを基本として、木下駅圏のにぎわい創出や利便性の向上につながるような施設の整備について、今後検討していくことから、具体的な内容の記載はいたしません。 また、基本施策 2 - 3 まちなかの緑をつくる ③市街地の道路の緑化の施策において、市街地における市道の新設における植栽帯の整備や適切な管理について記載しております。 <p>いただいたご意見につきましては今後の参考とさせていただきます。</p>

番号	該当ページ	意見	対応
		<p>イチョウと緋寒桜が植樹されております。ここ 20 数年の私が知る限りでは、両者とも数は少なくなり、桜の花は遠慮してかチョットだけ咲き、強剪定のせい、成果肥料切れか、はたまた上空に電線もないのに遠慮してか、植えた当時の苗木の高さに維持されております。街の顔とも言える道路が、この様な状況では、住みやすい街とは言い難いので改善して頂きたい。</p> <p>○ 中央公民館については、敷地全体の液状化対策を実施し、建物としては免振性能を有し、ソーラー発電などの自家発電設備や中水道施設や専用水源を備え、自己完結型の縦方向避難施設とし、敷地をかさ上げするか 1 階部分は、高齢者の屋内型の集う空間施設か駐車場とし、2 階以上を中央公民館機能と避難機能を有する施設とするなど。敷地を有効に使用し緑化を進める。当該施設の建設は、防災移転計画制度の促進の一例を、ハザードマップ内の住民に目に見える形で示すとともに、防災に積極的に取り組んでいる印西市のイメージアップにもなる。</p> <p>参考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/content/001375022.pdf 「安全なまちづくり」・「魅力的なまちづくり」の推進のための都市再生特別措置等の改正について ・ 国都安第 60 号（令和 2 年 9 月 8 日）国土交通省都市部安全課長 発 「防災移転計画制度の創設を踏まえた災害ハザードエリアからの移転の更なる促進について」 	
15	P32	<p>計画目標の設定について</p> <p>印西市の現況を、全国並びに千葉県においての位置づけをできるだけ数値化して確認し、何をどのくらい緑地化（緑地保存）とするべきかを目標にすべきであり、資料にある『緑の基本計画』（案）は緑に関する総花的展開になっている。</p> <p>これからの印西市にとって、どのような環境が求められているかを確認し、その上で</p>	<p>意見の取扱い：【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本計画は、緑の保全や緑化に向けた取組の方針を定める総合的な計画です。また、緑地とは公園や街路樹、樹林地や農地等様々であることから、個別の数値目標を掲げるのではな

番号	該当ページ	意見	対応
		<p>人口、並びに都市計画を前提として、これから必要とされる環境の上に立つての『緑の基本計画』を策定すべきと思われる。</p> <p>敢えて挙げれば、計画目標の中に当面現況と同量の緑地面積確保とあるが、まずは何によって減量されるのかを見定めて、それに対して的確に対応する事により、はじめて現況を維持出来得るものと思われる。</p>	<p>く、様々な取組により減少を抑制し、また、新たな緑地の創出で減少分を補うことにより、緑地の総量として現状維持とすることを目指します。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
16	P33	<p>協働推進について</p> <p>市民との協働による推進とあるが、かたや少子高齢化により益々担い手が減少する中で、どのようにして緑に関わる活動を担う市民並びに市民団体を、増加させることが出来るのか全く理解できません。協働を考えるならば、現在の担い手が個人でどの位、市民活動団体にどの位活動しているのか？現状を把握して対応を図る必要があり、その確認の上で初めて協働事業が具現化できるものと思われる。</p>	<p>意見の取扱い：【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本方針3 緑の担い手を増やすに記載されているとおり、緑を守り育てる仲間を増やすため、緑に関する情報発信等による普及・啓発や緑の保全・緑化活動への支援を行います。 <p>なお、緑の保全・緑化に取り組む市民活動団体の現状の把握を行い、課題を抽出し、対応を検討していきます。</p>
17	P37	<p>開発に伴う緑の保全について</p> <p>開発に伴う、樹林地の減少後も出来る限り樹林地を保全するとあるが、一方では開発を推進し、一方では緑を保全することは真逆の事を一緒に行うことを意味していることとなります。</p> <p>開発に伴う緑の減少を最小限にくい止める方策の一つの例として、開発した用地（特に戸建住宅）に生垣等による緑化を推進（準強制力を持って→建築協定の推進）すること等が必要かつ重要である。</p> <p>例を挙げれば、今私が住んでいる『小林牧の里』で建築協定が締結された地域の緑化率を見ることによって確認が出来る。現在のニュータウン等の宅地開発では、ほとんどが地区計画で緑の保全について強制力のある開発計画にはなっておらず、何か砂漠化</p>	<p>意見の取扱い：【既記載】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本施策2-3 まちなかの緑をつくる④住宅地の緑化の施策において、緑豊かな住宅地の形成に向けて、地区計画や緑地協定等により、住宅地の緑化の促進に努めると記載しております。 <p>なお、戸建住宅を目的とした開発行為において、生垣等の植栽を積極的に行うよう事業者には要請しております。</p>

番号	該当ページ	意見	対応
		<p>(コンクリート or アスファルト) を推進しており、開発によってより緑を減少させているとしか思えない。</p> <p>(そのような中で、『緑の基本計画』推進を本気で推進しているとは思えませんが?)</p>	
18	P37	<p>生産緑地と耕作放棄地について</p> <p>生産緑地の保全と耕作放棄地の発生防止については、お題目として唱えても、解決できる対策が明快に提示できる訳がないと思われる。なぜなら、先に述べた少子高齢化社会に突入している中で、その担い手の減少を如何に食い止められるかであり、今私が住んでいる小林地区は印西市でも田圃を中心とした農家が多い地域で、そのほとんどの殷家では後継者が居なくて、あと10年で農業が営まれなくなるのは火を見るより明らかである。</p> <p>この対策として考えられるのは、国として農産物の自給率を上げるべく国家的な強力な支援対応が不可欠であると思われる。それは同時に、若者がどんどん農業の担い手になる施策が必要であることは言うまでもないことである。いずれにしても、この問題は喫緊の課題であることは言うまでもない。</p> <p>(現在世界的に対応が求められている新型コロナウイルスに対応するぐらいの対策が必要と思われる)</p>	<p>意見の取扱い：【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本施策1-2農地を守る②生産緑地の保全の施策として、生産緑地法に基づく生産緑地の保全や特定生産緑地への移行を行うとともに、③耕作放棄地の発生防止・解消・活用の施策として農地中間管理事業等による支援や補助金を活用した耕作放棄地の再生事業の活用を促進することにより、生産緑地の保全や耕作放棄地の発生防止等を行っていきます。
19	-	<p>まとめとして、この『緑の基本計画』を推進し、実行していく為には、まず総花的な考え方から、印西市の現況を直視し、その持っている特長を見極め、絶対的に必要と思われる施策を吟味して、「本気度のある計画』をまとめることがまずは必要であると思われる。</p> <p>具体的には、印西市内には地域によっていろいろと持っている特長を、その特長に合わせてエリアを区分し、そのエリアに必要なと思われる目標・期間等を設定することが重要であり、その対応に係る費用を算出した上で、初めて実施可能な『緑の基本計画』を取りまとめる事が出来ると思われる。</p>	<p>意見の取扱い：【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本計画の施策の推進に当たり、担当課において関連する事業を実施していくこととなりますが、各事業において、事業の範囲や目標・期間・費用等の詳細について検討・設定していくものと考えます。

番号	該当ページ	意見	対応
20	—	表紙について、「令和3年 月」とあるが、裏表紙に「奥付」を記載のうえ、発行年月を統一掲示すべきである。	意見の取扱い：【既記載】 ・閲覧に供した本計画書には記載していませんが、計画書策定時には奥付を記載いたします。
21	P4	対象となる市内の代表的な緑の写真について、折角の市内景観の紹介でもあることから、単に街路樹・学校の植栽地・農地・樹林地・調節池と紹介するのではなく地区名・固有名等も記載すべきである。(P.17 街路樹、P.36 樹林地、P.37 農地、P.39 外来種の駆除、里山の景観、P.42 民間施設、グリーンカーテン、P.43 生きもの観察会も同様)	意見の取扱い：【その他】 ・各項目において、内容がイメージしやすいように写真を掲載しているものであるため、対象が複数あるものについては、地区名・固有名等を記載いたしません。
22	P10	土地利用の状況図について、方位並びに縮尺の凡例表記を追記すべきである。	意見の取扱い：【修正】 ・P10の土地利用の状況に方位と縮尺を記載いたします。
23	P16	都市公園数・面積の表について、面積の公園計並びに都市公園計の数値を計算値と合わせるべきである。	意見の取扱い：【修正】 ・都市公園数・面積の表の公園計及び都市公園計の数値を計算値に修正いたします。
24	P18	緑化協定について、19件の緑化協定締結先を案内すべきである。	意見の取扱い：【既記載】 ・閲覧に供した本計画書には記載していませんが、計画書策定時には資料編に緑化協定を締結した事業所名及び所在地を記載いたします。
25	P33	目標3 市民との協働の推進について、現況50団体の一覧・併せて3地区別の分布数などを資料に紹介しておくべきである。また、都市公園美化24団体・道路美化15団体も同様に紹介しておくべきである。	意見の取扱い：【既記載】 ・閲覧に供した本計画書には記載していませんが、計画書策定時には資料編に公園や道路の美化活動団体、里山保全活動団体等を記載いたします。

番号	該当ページ	意見	対応
			なお、旧印西市・印旛村・本埜村が合併し、約10年経過することや旧市村での分布数を把握する理由が無いため、3地区別の分布数は記載いたしません。
26	ー	「検討委員会の開催概要」と、直前の(案)では記載があったことから、例えば「印西市緑の基本計画策定委員会について」「検討委員会設置要綱」「検討委員会スケジュール」等を記載しておくべきである。	意見の取扱い：【既記載】 ・閲覧に供した本計画書には記載していませんが、計画書策定時には資料編に印西市緑の基本計画検討委員会設置要綱や委員会開催状況等を記載いたします。
27	29	緑の総合拠点をつなぐネットワークについては、非常にいいコンセプトと思います。とりわけ「花の丘公園」と「松山下公園」をつなぐ部分は、水系ぞいではなく、台地上のつながりの部分であり、ニュータウンの中央をつらぬく部分となります。今後の具体化にむけては、中央駅前のプロムナードや大塚前公園・浦部川をつなぐなど、象ちょう的な緑の連続した空間としてもらいたいと思います。(別紙参照)	意見の取扱い：【参考】 ・ご意見をいただきました水と緑のネットワークについて、印西市が目指す緑の将来像の実現に向けて、今後の参考とさせていただきます。
28	32	市内の緑地は施設緑地、地域制緑地、双方に属する緑地に分類されるとの事。今回の計画目標に「緑地(地域制)の面積の保持」がありましたが、もう一步踏み込んだ「緑地の質の改善」ではないでしょうか。	意見の取扱い：【既記載】 ・緑の質に関する目標として、目標2 緑に対する満足度の向上において、緑の量や質、維持管理状況等の向上により、意向調査結果における市民の緑に対する満足度を高めることを目標としております。
29	37	耕作放棄地の増大は①農業従事者の減少、民有林、農地の現況での面積の保持は②イノシシ等の動物と人間との接触機会の増大が予測されます。 地域制緑地の質の改善(適切な管理)を旨とする事が、上記①、②の課題解決につながると思います。	意見の取扱い：【既記載】 ・基本方針1 緑を守る基本施策1-1 樹林地を守る基本施策1-2 農地を守る基本施策1-3 水辺環境を守る等における各施策を

番号	該当 ページ	意見	対応
		今回の計画においてご検討ください。	推進することで地域性緑地の質の改善を行っていきます。